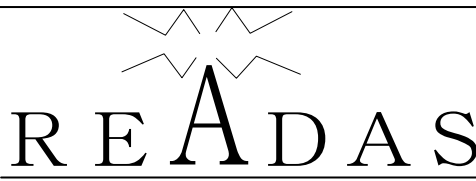


第 5206 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月14日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

遺族が受取る個人年金

Q：年金受取者である父が事故で亡くなり、遺族である母が年金受給権を取得することになりました。この場合の課税関係はどうなりますか？

A：保険料の負担者が誰であったかによって取扱いが違います。

【解説】

交通事故や病気などで個人年金保険の被保険者（年金受取人）が死亡し、その遺族が年金受給権を取得した場合の課税関係は、保険料の負担者、年金受給権の取得者及び被保険者が誰であるかによって、次のようになっています。

保険料負担者	被保険者	年金受給権取得者
① A	A	B
② B	A	C

①の場合

年金受給権は相続により取得したものとみなされて相続税の対象になります。

②の場合

年金受給権は贈与により取得したものとみなされて贈与税の対象になります。

ちなみに、年金に対する課税は、相続税や贈与税が課税されたかどうかを問わず、年金支給初年は全額非課税、2年目以降は課税部分が階段状に増加していく方法により計算することとなっています。

なお、年金の年額からそれに対応する保険料又は掛金の額を控除した残額が25万円以上の場合には、支払われる年金から一定の算式で計算した所得税が源泉徴収されます。

